



税理士における電子申告

納税者の代理人として

1. はじめに

電子申告は、納税者が都合の良い時間に申告することができ、税務署に出向く時間を節約できるなど、納税者にとって利便性の高いものである。政府としては、インターネットやインターネットの活用による多様な品質の高い公共サービスの提供を通じた国民生活の全般の質の向上を図るため、平成16年6月以降、全国の国税局で国税電子

2. 税理士制度の沿革

我が国における税理士制度は、昭和17年(戦時下の税務行政の適正な運営を図る見地から、税務代理士法)によって初めて法制化されて以来、昭和26年の税理士法への改組など数々の改正を経て今日に至っている。

日清戦後の税制改正に伴い、明治29年(3月)、新たに制定された營業税法に關連し、主として大阪地方における税務官吏であった者や會計に素養があるものなどに対し、税務相談を行ったことが

求めることなどをして、納税者を困窮させる弊害は少なくなかった。そこで、大阪府は、大阪府税務代弁者取締規則を制定した。次いで京都府が京都府税務代弁者取締規則を制定し、税務代弁者にならんとする者は警察署長の許可を要することや、その許可を受けずに

昨今、日本国内においてはインターネット環境が整備され、インターネット利用人口が大幅に増えたこと(財団法人インターネット協会が「インターネット白書2003」によるとインターネット人口は平成15年2月時点で5645万3千人)から、e Taxで確定申告ができることとなった。e Taxを利用できる者は、当面、納税者及び税理士業務を行う(税理士等)税理士、税

3. 電子申告の利用状況

税務代弁業務を行ったものに対して抑留や料金は少なくなかった。このようなことから税理士制度の基礎となっていた税務代理士法には、納税者の代理人としての税務申告業務などとの独立業務という側面よりも制約的な側面の強いものであったと解される。

理士法人、その他税理士法を行うことができる者という(に限られていた)利用状況(平成16年9月9日現在)については、開始年度提出件数は、個人1万6656件(内、税理士1万2199件)、法人1万9480件(内、税理士法人3199件)となつている。e Taxを利用件数(平成16年8月31日現在)は、所得税申告25155件、法人税申告6337件となつている。

4. 電子申告の諸問題

①電子申告は、コンピュータを利用する制度であるが、この場合、利用者の年齢層等によりコ



(尼崎) 笠原 伸哉

と、コンピュータに親しんだ若者層という対比が想定される。電子申告の利用を希望する納税者が、コンピュータが操作できない、コンピュータを持っていないなどの理由により電子申告ができないものに対して、行政がどのように対処するかという問題がある。

米国では、日本のような税理士制度がないことから、ボランティア組織がコンピュータによる申告書の作成と内国歳入庁(IRS)への送信が無料で行えるようになっている。

日本の場合は、税理士法に基づいて税務代理、税務相談、税務書類の作成を税理士が独占業務として行っているが、税理士がこの問題に対応することとが一つの解決策になるであろう。

資料を提出しなくてもよいとする法の改正に期待したい。このような法令の改正で税理士が果たす役割が拡大することになる。

5. 結びに代えて

③現在の電子申告において、国税では電子申告ができるが、地方税では電子申告できないという実情がある。そのため、税務署には電子申告ができるため、市役所、地方公営企業事務所などの地方公営企業に対しては紙で申告するといふ不便なシステムとなっている。この問題は、平成17年2月の大阪府、兵庫県、和歌山県など、全国都道府県

とあるブログからこんなページにたどり着いた。そのURLは、http://www.blog-samurai.jp/magail/53/1/ 恐らく世界中のコンピュータ市場の規模は、5台だとして、トーマス・ワトソンIBM会長、1943年。HMWリナーブラザーズ、1927年。

「この無線の音楽ボックスは、どう考えても商業的に無価値だ。不特定多数に送られた

の第一陣として、インターネットによる法人府県民税、事業税の申告ができるようになる。このように、地方税においても電子申告が徐々にできるようになるものと思われる。また、地方税においては、国税と違い約3300の地方公共団

1. このようなことから、現在、電子申告は、納税者の代理人として税理士業務を行う(税理士等)の独占業務となつている。しかし、その税理士等が電子申告に積極的に関わらないことになれば、税理士法に定められている無償独占はいつまでも続くとは限らない。我が国の税理士制度の維持・発展のためには税理士が電子申告を推進し、また、税理士制度の

変遷において、裁制的な側面から発生したこの制度を独占業務として確固たるものを築くためにも、税理士会を中心として税理士が丸ごと取り組まなければならない課題であると考えられる。

「石油を掘るだつて、地面にドリルで穴を開けて、石油を探すっていつのつかい? あんた頭がおかしいよ、石油探掘プロジェクトに協力さすしたよだ。」

先見の迷惑

「640Kもあれば、誰でも十分だろ」ピル・ゲイツ、1981年。

「税理士が電子申告を推進して何のメリットがあるんだい? あんた頭がおかしいよ。」(広報、溝口)